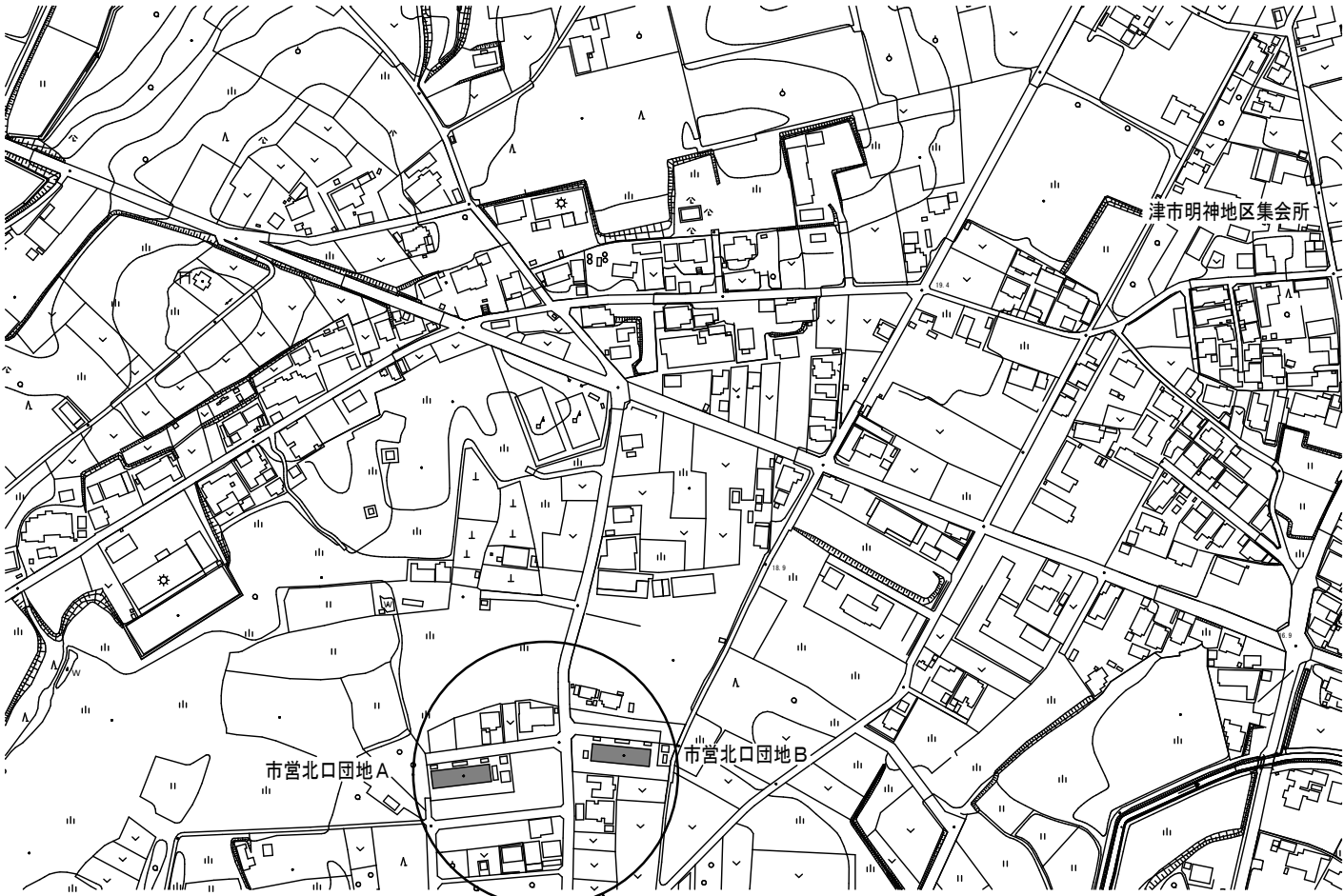
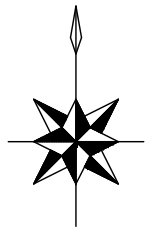




工事場所

附近見取図

特記事項

(工事概要)

- ・既設遠隔水道メーターの取替えを行い、配線及び調整を行う。

(施工条件)

- ・当工事場所は市営住宅であり、入居者が生活しているため、入居者に対する安全対策、プライバシー、ほこり、騒音等には十分注意すること。
- ・水道メーター取替に伴う断水については、管理人、入居者と十分に打合せをし、的確に連絡を行い、苦情のないよう務めること。
- ・水道メーター取替時には、メーター取外し前のメーター数値を記録し、水道検針に支障がないよう対応すること。
- ・工事対象物又は既設建物に損害を与えた場合は、受注者の負担、責任において速やかに復旧するとともに、市監督員に報告すること。
- ・工事における施工計画書、材料承認及び各種関係書類等はその部分の工事に着手するまでに監督員の承諾を受けること。
- ・使用材料について、その部分の工事に着手するまでに、監督員による数量及び材料の検収を受けること。
- ・毎日の作業終了時には、工事施工箇所付近の清掃を行い、念入りな後片付けを行い、工事区域の整理整頓に努めること。
- ・工事用電力及び用水については受注業者負担とする。
- ・工事車両及び工事関係車両は、入居者駐車場及び道路に駐車しないこと。
- ・設計図書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とする。
- ・水道メーター取替時は、市水道局へ「各戸メーター取替報告書」を提出すること。
- ・断水等による入居者の生活に支障をきたす作業の際には、事前に通知等により周知し極力短時間で対応すること。
また、通知等の内容は周知前に市監督員に報告すること。
- ・受注者は、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、また、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げること。なお、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータ入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。

(適用基準)

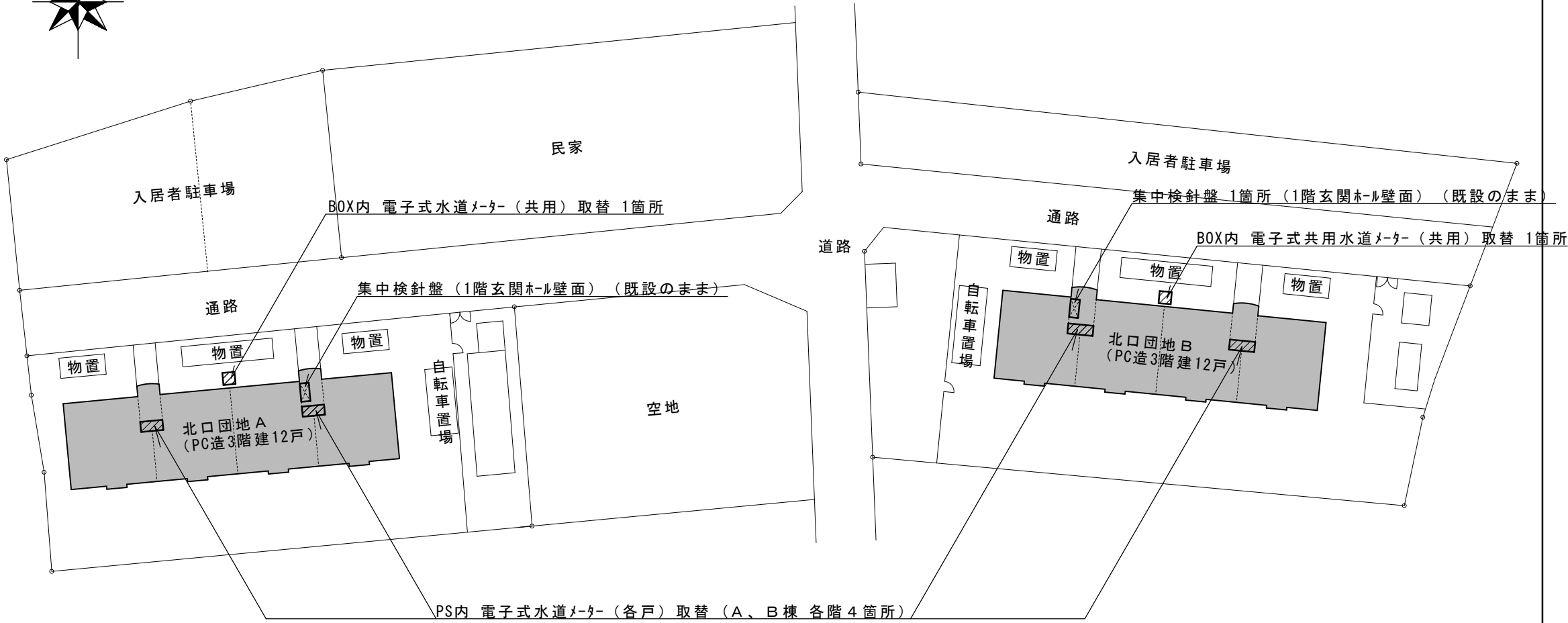
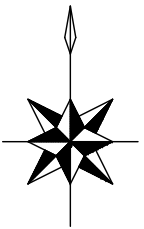
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書・機械設備工事・電気設備工事編(最新版)
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書・機械設備工事・電気設備工事編(最新版)
- ・その他関係法令

(解体撤去処分)

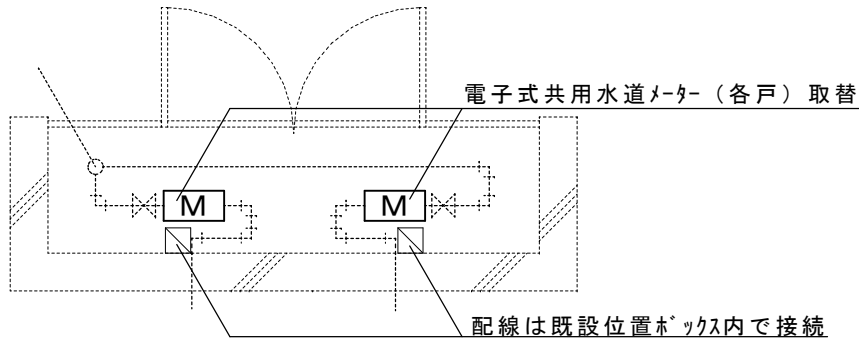
- ・当工事により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。
また、工事完了後、速やかにマニフェスト等の写しを市監督員に提示すること。
- ・近隣に対し騒音・振動・粉塵等を配慮した施工を行うこと。

(石綿含有建材の調査)

- ・工事着手に先立ち、石綿含有建材の仕様について、目視、設計図書及び貸与資料等により書面調査及び現地調査し、市監督員に報告すること。



配置図 S=1/500



※既設給水管及び止水栓は既設のまま

各階PS部分詳細 (A、B棟共通)

凡例

M 電子式水道メーター仕様・数量 (A、B)				
種 別	口径 (mm)	数量	既設品番	備考
各戸メーター	13	24	EDS13	(参考後継品) ER13
共用メーター	13	2	EDS13	(参考後継品) ER13

集中検針盤仕様・数量 (A、B)				
種 別	仕 様	数量	既設品番	備考
集中検針盤	スター方式	2	AR-VII	壁付け (屋内型)

位置ボックス				
--------	--	--	--	--

※集中検針盤が既設のままとなるため、動作環境を確認の上、支障の無いよう機器を選定し、施工すること。

津市市営北口団地 A 及び B 遠隔水道メーター改修工事		縮尺	1/500
図面名称	附近見取図・特記事項・配置図・部分詳細図	原図	A 2
津 市 建 設 部 市 営 住 宅 課		No.	1/1